

「初期投資ゼロモデル」による県有施設への再生可能エネルギー導入事業
企画コンペに関する質問への回答

	質問	回答	掲載日
1	＜該当箇所＞ ・実施要領 2 概要 (3) その他 ＜内容＞ ・ソーラーカーポート設置に係る県補助金の補助率は1/3の認識で間違いないか。	・ 本事業の補助率は、国の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）を活用するため、事業者において当該交付金の最新の実施要領（令和6年3月1日環地域事発第2403011号改正）を確認し、提案をお願いします。 ＜環境省 URL＞ https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/grants/#business2 ※ 県ではPPAにより県有施設にソーラーカーポートを導入する際の補助率を以下のとおり確認しています。 ① 太陽光発電設備とカーポートの設置費用を区分し、補助金を申請する場合は、太陽光発電設備の設置費用の1/2以内。 ② ソーラーカーポートの設置費用を一体とし、補助金を申請する場合は、ソーラーカーポートの設置費用の1/3以内。	6/20
2	＜該当箇所＞ ・実施要領 5 企画提案書の内容について (1) 事業の実施内容 ②設備容量 ＜内容＞ ・こども総合療育センターに設置予定の蓄電池は、家庭用蓄電池を併設するシステムでも問題ないか。	・ システム構成は、事業者において検討し、関係法令、ガイドライン及び交付金の交付要件等に則した提案をお願いします。	6/20
3	＜該当箇所＞ ・実施要領 5 企画提案書の内容について (1) 事業の実施内容 ②設備容量 ＜内容＞ ・蓄電池容量の目安は、36kWh±10%程度の認識でよろしいか。	・ 今回の公募は、企画コンペ方式により事業予定者を決定することとしています。県が指定した目安や他の条件等も踏まえ、事業者において蓄電池容量を検討し、提案をお願いします。	6/25

「初期投資ゼロモデル」による県有施設への再生可能エネルギー導入事業
企画コンペに関する質問への回答

4	＜該当箇所＞ ・仕様書 5 事業実施の条件 (3) 工事の仕様等 ※ 令和6年度にある他の工事(予定) こども総合療育センター：電気設備工事(増設・改修)、機械設備工事 ＜内容＞ ・具体的な工事内容は何か。	・空調及び照明設備の更新、それに伴う電気設備の増設・改修を予定しています。	6/25
5	＜該当箇所＞ ・仕様書 5 事業実施の条件 (3) 工事の仕様等 ※ こども総合療育センターにおいては、停電に際しては、病院・施設の機能を停止する必要があるため、やむを得ず停電する場合は少なくとも3か月前には停電日を知らせること。 ＜内容＞ ・こども総合療育センターでは、人命に係る手術等を行う場合があるか。	・人命に係る手術等を行う場合があることを想定し、提案をお願いします。	6/25
6	＜該当箇所＞ ・予想されるリスクと責任分担 - 共通 - 実施要領の誤り - 実施要領の記載事項に重大な誤りがあった ＜内容＞ ・需要施設の著しい電力使用量の低下により、事業者の料金回収が困難となった場合は、本項目に該当し県の負担との認識でよい。	・実施要領に記載している電力需要は、現時点で想定する使用量であることから、実績はその値から変動するものと考えています。そのため、現時点で想定していない事由により、著しい電力使用量の低下が発生した場合、両方で協議の上、対応を決定します。 ただし、事業者から実施要領に記載している目安容量を超える規模の提案があり、これを基に再エネ設備を導入した場合は、事業者の負担とします。	6/25
7	＜該当箇所＞ 実施要領 P6 県補助金について ＜内容＞ 県補助金の補助上限額(目安)について、太陽光発電設備、蓄電池など項目別に上限額の設定はあるか。	・個別設備ごとの上限額は設定しておりません。	7/25

「初期投資ゼロモデル」による県有施設への再生可能エネルギー導入事業
企画コンペに関する質問への回答

8	＜該当箇所＞ 実施要領 P7 県の追加コストについて ＜内容＞ 各施設の県の追加コストの上限について、県補助金ありの金額という認識で良いか。	- 追加コストの上限額は、県補助金の活用を想定しています。 - なお、県補助金を活用しない場合についても、追加コストの上限額は同額となります。	7/25
9	＜該当箇所＞ 実施要領 P8 (1) 参加申込書の提出 ＜内容＞ 参加申込書提出後、企画提案書提出前にて参加取りやめる場合のペナルティーはあるか（事業収支として成り立たない判断をした際等）。	ペナルティーはありません。	7/25
10	＜該当箇所＞ 仕様書 P2 付帯する配線等 ＜内容＞ 車両等の大型車が通行する可能性のある場所について、駐車場全体のことを指すのか。又は指定の場所があるのか。	現地説明会で説明したとおり、各施設において、大型車両の通行を想定している指定の場所があります。	7/25
11	＜該当箇所＞ 仕様書 P4 設備の移設に伴う費用負担 ＜内容＞ 設備の移設に伴う費用負担が発生する場合、県と事業者で協議をした上で、県と事業者の負担割合を決定するものとするところがあるが、事業者が費用負担する場合とはどのようなものが想定されるのか。また、その費用負担額は、PPA提案単価には含まないという認識で良いか。	現時点で具体的な事案として想定しているものではありません。そのため、PPA提案単価には含めない認識で差し支えありません。	7/25
12	＜該当箇所＞ 仕様書 P3～ 5 事業実施の条件 ＜内容＞ ※当該書類は建築士法による一級建築士により確認されたことを証するものであることとあるが、参加申込書提出の際、添付資格証と一致した建築士の必要性はあるか（事業として様々な判断を検討したいため）。	- 参加申込書提出時の建築士と一致しなくても差し支えありません。 - なお、参加申込書提出時と異なる建築士が確認を行う場合は、当該書類の提出時に改めて、確認を行った建築士の資格証を添付ください。	7/25

「初期投資ゼロモデル」による県有施設への再生可能エネルギー導入事業
企画コンペに関する質問への回答

13	＜該当箇所＞ 仕様書 P6 維持管理について ＜内容＞ 事業者は、県及び電気主任技術者と、責任分界点、保全の内容及び費用負担等を協議しとありますが、その費用負担額については、P P A 提案単価には含まないという認識で良いか。	・ P P A 事業の中で実施いただく内容等に あたるため、P P A 提案単価に含めてくだ さい。	7/25
14	＜該当箇所＞ 仕様書 P2 a b c 太陽光発電設備について ＜内容＞ ハイルーフ車両の後部ドアの開閉、 車いす・バギー等の通行、街灯照明の 利用に支障が無いことと記載がありま すが全ての対象区画での検討となる か。 もしくは該当の区画があるのか。	・ 全ての対象区画において、当該事項に支障 がないよう検討の上、提案をお願いします。	7/25
15	＜該当箇所＞ 仕様書 P2 据置型蓄電池について ＜内容＞ 36kWh 程度との記載がありますが、 蓄電池を設置するにあたり 1 台設置で はなく、分割での設置でも可能である という認識でよいか。 (例 10kWh×3 台 + 6kWh×1 台＝計 36kWh)	・ 関係法令、ガイドライン及び交付金の交付 要件等に則して提案するものであれば差 し支えありません。	7/25
16	＜該当箇所＞ 仕様書 P5 他の工事 電気設備工事について ＜内容＞ 設備の増設、改修を行うにあたり、 最新機器の導入により著しく消費電力 が少なくなる可能性はあるか。	・ 施設の消費電力を著しく少なくする機器 導入を伴う増設、改修は現時点で想定して おりません。	7/25

「初期投資ゼロモデル」による県有施設への再生可能エネルギー導入事業
企画コンペに関する質問への回答

17	<該当箇所> 仕様書 P2 カーポート型の太陽光発電設備について <内容> 駐車場可能台数を維持するよう、最大限に努めることとありますが、カーポートの仕様などが理由で台数が確保できなかった場合、本提案は失格もしくは減点になるか。	- カーポートの仕様などの理由で台数が確保できなかった場合、失格になるわけではありません。 - 提案内容の審査に当たっては、公募要領に記載している審査基準に則り、施設管理者等の意向を踏まえ、判断することとなります。	7/25
18	<該当箇所> 企画コンペ実施要領 5 企画提案書（4（5））の内容について ②設備容量 ※据置型蓄電池は 36kWh を目安とする。 <内容> 蓄電池の設置場所は、建物屋内に設置可能面積がある場合に屋内設置可能でしょうか。それとも、屋外設置が必須でしょうか。	施設管理者等と協議の上、設置可能な場所がある場合は、屋内設置を提案いただき差し支えありません。	7/25
19	<該当箇所> 太陽光設置場所 <内容> 太陽光候補地の全てにカーポートを設置した場合、建ぺい率・容積率は問題ないとの認識でよろしいでしょうか。	ソーラーカーポートの設置面積については、建築基準法に基づく建ぺい率や容積率の制限（上限）等を確認し、事業者において検討の上、提案をお願いします。	7/25
20	<該当箇所> 別紙 3 電力需要の想定 (PDF) 年間電力使用量 1,053,648kWh ①ー2 電力使用量 30 分値 (Excel) 年間電力使用量 2,013,582kWh <内容> 2つの異なる年間使用電力量ですが、どちらが正しいのでしょうか。	- 本事業における電力需要の想定は別紙 3 となります。 ① - 2 電力使用量 30 分値については、過年度の実績値※ではありますが、年間電力使用量として想定しているものではないため、電力負荷曲線の目安として御参考ください。 ※30 分単位の平均電力 (kW)	7/25

「初期投資ゼロモデル」による県有施設への再生可能エネルギー導入事業
企画コンペに関する質問への回答

21	<該当箇所> 電力需要の想定 (PDF) 様式 4-1 別表 電気料金増減額の算定シート (こども総合療育センター用) Excel <内容> 小売電気事業者との契約メニュー名、基本料金単価、従量料金単価(夏季・その他季)について開示頂くことは可能でしょうか。	・追加コストは、様式 4-1 別表により算出することとしていることから、小売電気事業者との契約メニュー名、基本料金単価、従量料金単価(夏季・その他季)の提供は差し控えます。	7/25
22	<該当箇所> ① 実施要領第5 (1) ⑥補助上限額 (目安) について <内容> 全施設を提案する場合、補助上限額について、こども総合療育センターの補助額の予測が目安より少ない場合、残りを他施設に分配することは可能でしょうか。 (要綱に記載の目安) こども総合療育センター：2,990万円 宇城総合庁舎：780万円 環境センター：450万円 合計 4,220万円 ↓ (分配の例) こども総合療育センター：2,220万円 宇城総合庁舎：1,000万円 環境センター：1,000万円 合計 4,220万円	・補助上限額は目安として示しているものであるため、個々の施設において目安額を超えて提案を行うことは差し支えありません。 ・なお、本事業における補助の総額は本県における予算の範囲内で行われることに御留意ください。	7/30
23	<該当箇所> 蓄電池の補助要件について <内容> 重点対策加速化事業の要項より、「蓄電池の価格 (円/kWh) の 2/3 以内 (ただし、下記価格 (※) の 2/3 を上限とする) (※) 家庭用 (4,800Ah・セル相当の kWh 未満)：14.1 万円/kWh (工事費込み・税抜き)」とありますが、蓄電池の工事費を含む調達価格が 14.1 万円/kWh を超えた場合、 ・14.1 万円を超えた蓄電池は補助対象となるのか？ (超えた場合も、調達価格 14.1 万円/kWh を上限に 2/3	・御認識に誤りがあります。 環境省の実施要領別紙 2 の 2. ア (イ) 交付要件 d「交付率等の※に定める価格以下の蓄電システムであること。」のとおり、※の価格を超える蓄電池は交付要件を満たさないため、蓄電池全体が補助対象外となります。 ・そのため、上限額を超えた分ではなく、蓄電池全体額について補助を活用せず、PPA 提案単価に含めていただく必要があります。 ・なお、価格 (※) については、令和 6 年 3 月 1 日付けで改正されておりますが、実施要領の附則において「別紙 2 の 1. 事業の要件の エ及びケ並びに 2. 交付対象事業の内容のア (イ)、イ (コ) 及びウ (ソ) の交付率等の規定の適用については、この実施要領の施行日の前日までに交付要綱第 10 条第 2 項 (同条第 3 項において準用される場合を除く。)	7/30

「初期投資ゼロモデル」による県有施設への再生可能エネルギー導入事業
企画コンペに関する質問への回答

	の補助額適用される理解でよいか) ・超えた分は補助対象外として PPA 単価の試算に入るのか？	の規定に基づき地域脱炭素移行・再エネ推進 事業計画が受理されている場合に限り、なお 従前の例による。」とされています。 ・本県は上記の附則が適用されるため、家庭用 (4,800Ah・セル相当の kWh 未満): 15.5 万 円/kWh (工事費込み・税抜き)」及び業務用 (4,800Ah・セル相当の kWh 以上): 19 万円 /kWh (工事費込み・税抜き)」です。	
--	--	---	--